

2011年11月21日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—財政部、国家税務総局公告関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第199号 )

## ソフトウェア製品の増値税政策を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部、国家税務総局は、2011年10月13日付で『ソフトウェア製品の増値税政策に関する通達』(財税[2011]100号、以下、『100号通達』という)を公布しました。『100号通達』は、今年1月28日に国务院より公布された『ソフトウェア産業および集積回路産業の発展をさらに奨励することに関する若干政策の印刷配布についての通達』(国発[2011]4号、以下、『4号通達』という)において、ソフトウェア産業および集積回路産業に関する財税、投融資、輸出入などの政策について規定されたのを受けて、ソフトウェア産業の発展をより一層促進するため、ソフトウェア製品の増値税政策、ソフトウェア製品の定義、増値税政策を享受するための条件、計算方法などについて規定されたものです。『100号通達』は、2011年1月1日より施行されます。

ソフトウェア製品の増値税政策については、これまでもさまざまな規定が公布されてきました。主要なものでは、1999年に財税字[1999]273号<sup>1</sup>が公布されたのをはじめとして、2000年には、ソフトウェア産業と集積回路産業の政策について規定した国発[2000]18号<sup>2</sup>、およびソフトウェア産業と集積回路産業の税收政策に特化して規定した財税[2000]25号<sup>3</sup>の2つの通達<sup>3</sup>が公布されました。

今回公布された『100号通達』は、2011年1月に国务院が改めて2011年以降のソフトウェア産業および集積回路産業の政策を規定した『4号通達』を受けて、ソフトウェア製品の増値税政策について規定しています。

### 1. ソフトウェア製品の増値税政策

『4号通達』第1条第1項では、「ソフトウェア増値税優遇政策を引き続き実施する」と規定されていますが、  
『100号通達』では、ソフトウェア製品の増値税政策について以下の通り、より具体的に規定しています。

<sup>1</sup> 『「技術創新の強化、ハイテクの発展、産業化実現に関する中共中央国务院の決定」の関連税收問題を貫徹実行することに関する財政部、国家税務総局の通達』(財税字[1999]273号)

<sup>2</sup> 『ソフトウェア産業および集積回路産業の発展を奨励することに関する若干政策の印刷配布についての国务院の通達』(国発[2000]18号)

<sup>3</sup> 『ソフトウェア産業および集積回路産業の発展を奨励することに関する税收政策問題についての財政部、国家税務総局、税関総署の通達』(財税[2000]25号)

- 以下の2つに該当する場合、17%の税率に基づき増値税を徴収した後、その増値税の実際の税負担が3%を超える部分については、増値税即時徴収・即時還付が適用されます。

- ◆ 増値税一般納税者が自身で開発生産したソフトウェア製品を販売する場合。
- ◆ 増値税一般納税者が輸入したソフトウェア製品について改めて設計、改良、転換など(現地に合わせた改造)を行った後、対外販売する場合(単なる漢字化の処理は含まない)。

- 納税者がソフトウェア製品の開発を受託する場合、著作権の帰属によって、増値税は以下の通り徴税されます。

| 著作権の帰属                | 増値税の徴税 |
|-----------------------|--------|
| 受託者                   | あり     |
| ・委託者<br>・受託者と委託者の共同保有 | なし     |

なお、国家著作権局に登録登記したものについて、納税者が販売時に著作権、所有権を一括して譲渡する場合、増値税を徴収しません。

## 2. ソフトウェア製品の定義

『100号通達』では、ソフトウェア製品を以下の通り定義しています。

ソフトウェア製品とは、情報処理プログラムおよび関連ドキュメントとデータ。

- ◆ コンピュータソフトウェア製品
- ◆ 情報システム
- ◆ 組み込みソフトウェア製品: コンピュータハードウェア、機械設備の中に組み込まれ、かつ一緒に販売される、コンピュータハードウェア、機械設備構成部分を構成するソフトウェア製品

## 3. 増値税政策を享受するための条件

以下の条件を満たすソフトウェア製品は、主管税務機関の審査批准を経て、『100号通達』で規定されている増値税政策を享受することができます。なお、電子出版物およびアニメーション産業の増値税政策については、これまで国税函[2000]168号<sup>4</sup>、および財税[2009]65号<sup>5</sup>第1条でそれぞれ規定されていましたが、『100号通達』の公布と同時にこれらの規定が廃止となるため、今後は以下の条件を満たせば、ソフトウェア製品の増値税政策が適用されと考えられます。

<sup>4</sup> 『電子出版物がソフトウェア徴税範囲に属することを明確にすることに関する国家税務総局の通達』（国税函[2000]168号）

<sup>5</sup> 『アニメーション産業の発展を扶助することに関する税收政策問題についての財政部、国家税務総局の通達』（財税[2009]65号）

- 省級ソフトウェア産業主管部門が認可したソフトウェア検査機構が発行する検査証明資料を取得すること。
- ソフトウェア産業主管部門が公布する『ソフトウェア製品登記証書』もしくは著作権行政管理部門が公布する『コンピュータソフトウェア著作権登記証書』を取得すること。

#### 4. ソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付税額の計算方法

ソフトウェア製品、および組み込みソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付税額の計算方法は以下の通りです。

##### 【ソフトウェア製品の即時徴収・即時還付税額の計算方法】

|   |   |                      |
|---|---|----------------------|
|   |   | 当期ソフトウェア製品売上高        |
| × |   | 17%                  |
|   |   | 当期ソフトウェア製品売上税額       |
| — |   | 当期ソフトウェア製品控除可能仕入税額   |
|   |   | 当期ソフトウェア製品増値税納付税額    |
| — | ( | 当期ソフトウェア製品売上高        |
|   | × | 3%                   |
|   |   | ソフトウェア製品の即時徴収・即時還付税額 |

##### 【組み込みソフトウェア製品の即時徴収・即時還付税額の計算方法】

|   |   |                                         |
|---|---|-----------------------------------------|
|   |   | 当期組み込みソフトウェア製品およびコンピュータハードウェア、機械設備売上高合計 |
| — |   | *当期コンピュータハードウェア、機械設備売上高                 |
|   |   | 当期組み込みソフトウェア製品売上高                       |
| × |   | 17%                                     |
|   |   | 当期組み込みソフトウェア製品売上税額                      |
| — |   | 当期組み込みソフトウェア製品控除可能仕入税額                  |
|   |   | 当期組み込みソフトウェア製品増値税納付税額                   |
| — | ( | 当期組み込みソフトウェア製品売上高                       |
|   | × | 3%                                      |
|   |   | 組み込みソフトウェア製品の即時徴収・即時還付税額                |

※コンピュータハードウェア、機械設備売上高は以下の順序に照らして確定されます。

- ① 納税者の最近の同期同類貨物の平均販売価格に基づき計算確定する。
- ② その他の納税者の最近の同期同類貨物の平均販売価格に基づき計算確定する。

- ③ コンピュータハードウェア、機械設備の課税標準価格に基づき計算確定する。  
コンピュータハードウェア、機械設備の課税標準価格＝コンピュータハードウェア、  
機械設備の原価×(1+10%)

上述の方法に照らして計算し、即時徴収・即時還付税額がゼロより大きい場合、税務機関は規定に基づき、速やかに税金還付手続を行わなければなりません。

## 5. ソフトウェア製品の仕入税額の確定

増値税一般納税者がソフトウェア製品の販売と同時に、その他の貨物もしくは課税役務を販売する場合、区分できない仕入税額については、実際原価もしくは売上収入に照らしてソフトウェア製品が分担すべき仕入税額を比例して確定しなければなりません(ソフトウェア製品開發生産のための設備および器具の仕入税額については、分担することができません)。

納税者は選択した分担方式を主管税務機関に報告しなければならず、かつ報告した日から1年以内は変更することができないので注意が必要です。

## 6. 組み込みソフトウェア製品の原価の確定

増値税一般納税者がコンピュータハードウェア、機械設備と共に組み込みソフトウェア製品を一括して販売する際、『100号通達』の規定を適用し、課税標準価格に照らしてコンピュータハードウェア、機械設備の売上高を計算確定する場合、組み込みソフトウェア製品とコンピュータハードウェア、機械設備部分の原価をそれぞれ計算しなければならず、それぞれ計算していない、もしくは計算することができない場合、『100号通達』で規定されている増値税政策を享受することができません。

## 7. 管理強化

今後、各省市の税務機関は、『100号通達』に基づき、増値税即時徴収・即時還付の管理弁法を制定すると思われます。また、主管税務機関は、『100号通達』で規定されている増値税政策を享受している増税者に対して定期もしくは不定期に検査を実施することができると規定されており、納税者が虚偽により増値税政策を享受した場合、税務機関は現行の規定に基づき処罰を執行する以外に、上述の違法および違反行為が発生した年度から増値税政策を享受する資格を取り消し、納税者は3年間、再度申請することができません。

『100号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および9ページにございます中国語原文をご参照ください。

関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報入手次第、随時ご案内させていただきます。

---

**財政部 国家税務総局**  
**財税[2011]100号**  
**『ソフトウェア製品の増値税政策に関する通達』**

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、地方税務局、新疆生産建設兵団財務局：

『ソフトウェア産業および集積回路産業の発展をさらに奨励することに関する若干政策の印刷配布についての國務院の通達』(国発[2011]4号)の関連精神を着実に実行し、ソフトウェア産業の発展をより一層促進し、我が国の情報化建設を推進するため、ここにソフトウェア製品の増値税政策について以下の通り通知する。

**一、ソフトウェア製品の増値税政策**

- (一) 増値税一般納税者が自身で開発生産したソフトウェア製品を販売する場合、17%の税率に基づき増値税を徴収した後、その増値税の実際の税負担が3%を超える部分については、即時徴収・即時還付の政策を実行する。
- (二) 増値税一般納税者が輸入したソフトウェア製品について現地に合わせた改造を行った後、対外販売する場合、その販売するソフトウェア製品は本条第1項に規定されている増値税即時徴収・即時還付の政策を享受することができる。  
現地に合わせた改造とは、輸入したソフトウェア製品に対して、改めて設計、改良、転換などを行うことを指し、輸入したソフトウェア製品に対して単に漢字化の処理だけを行うことは含まない。
- (三) 納税者がソフトウェア製品の開発を受託し、著作権が受託者に帰属する場合、増値税を徴収し、著作権が委託者に帰属する、もしくは双方の共同保有に帰属する場合、増値税を徴収しない。国家版權局に登録登記したものについて、納税者が販売時に著作権、所有権を一括して譲渡する場合、増値税を徴収しない。

**二、ソフトウェア製品の境界および分類**

本通達でいうソフトウェア製品とは、情報処理プログラムおよび関連ドキュメントとデータを指す。ソフトウェア製品には、コンピュータソフトウェア製品、情報システムおよび組み込みソフトウェア製品を含む。組み込みソ

ソフトウェア製品とは、コンピュータハードウェア、機械設備の中に組み込まれ、かつ一緒に販売される、コンピュータハードウェア、機械設備構成部分を構成するソフトウェア製品を指す。

三、 以下の条件を満たすソフトウェア製品は、主管税務機関の審査批准を経て、本通達で規定されている増値税政策を享受することができる。

1. 省級ソフトウェア産業主管部門が認可したソフトウェア検査機構が発行する検査証明資料を取得すること。
2. ソフトウェア産業主管部門が公布する『ソフトウェア製品登記証書』もしくは著作権行政管理部門が公布する『コンピュータソフトウェア著作権登記証書』を取得すること。

四、 ソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付税額の計算

(一) ソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付税額の計算方法

即時徴収・即時還付税額＝当期ソフトウェア製品増値税納付税額－当期ソフトウェア製品売上高×3%

当期ソフトウェア製品増値税納付税額＝当期ソフトウェア製品売上税額－当期ソフトウェア製品控除可能仕入税額

当期ソフトウェア製品売上税額＝当期ソフトウェア製品売上高×17%

(二) 組み込みソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付税額の計算

1. 組み込みソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付税額の計算方法

即時徴収・即時還付税額＝当期組み込みソフトウェア製品増値税納付税額－当期組み込みソフトウェア製品売上高×3%

当期組み込みソフトウェア製品増値税納付税額＝当期組み込みソフトウェア製品売上税額－当期組み込みソフトウェア製品控除可能仕入税額

当期組み込みソフトウェア製品売上税額＝当期組み込みソフトウェア製品売上高×17%

2. 当期組み込みソフトウェア製品売上高の計算公式

当期組み込みソフトウェア製品売上高＝当期組み込みソフトウェア製品およびコンピュータハードウェア、機械設備売上高合計－当期コンピュータハードウェア、機械設備売上高

コンピュータハードウェア、機械設備売上高は以下の順序に照らして確定する。

- ① 納税者の最近の同期同類貨物の平均販売価格に基づき計算確定する。
- ② その他の納税者の最近の同期同類貨物の平均販売価格に基づき計算確定する。
- ③ コンピュータハードウェア、機械設備の課税標準価格に基づき計算確定する。  
コンピュータハードウェア、機械設備の課税標準価格＝コンピュータハードウェア、機械設備の原価×(1+10%)



- 五、 上述の方法に照らして計算し、即時徴収・即時還付税額がゼロより大きい場合、税務機関は規定に基づき、速やかに税金還付手続を行わなければならない。
- 六、 増値税一般納税者がソフトウェア製品の販売と同時に、その他の貨物もしくは課税役務を販売する場合、区分できない仕入税額については、実際原価もしくは売上収入に照らしてソフトウェア製品が分担すべき仕入税額を比例して確定しなければならない。ソフトウェア製品開発生産のための設備および器具の仕入税額については、分担することができない。納税者は選択した分担方式を主管税務機関に報告しなければならず、かつ報告した日から1年以内は変更することができない。
- ソフトウェア製品開発生産のための設備および器具とは、ソフトウェア設計の使用だけに限らないコンピュータ設備、プリンター器具設備、ツールソフト、ソフトウェアプラットフォームおよびテスト設備を含む。
- 七、 増値税一般納税者がコンピュータハードウェア、機械設備と共に組み込みソフトウェア製品を一括して販売する際、本通達の規定を適用し、課税標準価格に照らしてコンピュータハードウェア、機械設備の売上高を計算確定する場合、組み込みソフトウェア製品とコンピュータハードウェア、機械設備部分の原価をそれぞれ計算しなければならない。それぞれ計算していない、もしくは計算することができない場合、本通達で規定されている増値税政策を享受することができない。
- 八、 各省、自治区、直轄市、計画単列市、税務機関は本通達の規定に基づき、ソフトウェア製品の増値税即時徴収・即時還付の管理弁法を制定することができる。主管税務機関は、本通達で規定されている増値税政策を享受している納税者に対して定期もしくは不定期に検査を実施することができる。納税者が虚偽により本通達で規定されている増値税政策を享受した場合、税務機関は現行の規定に基づき処罰を執行する以外に、上述の違法および違反行為が発生した年度から本通達で規定されている増値税政策を享受する資格を取り消し、納税者は3年間、再度申請することができない。
- 九、 本通達は2011年1月1日から執行する。『「技術創新の強化、ハイテクの発展、産業化実現に関する中共中央国务院の決定」の関連税收問題を貫徹実行することに関する財政部、国家税務総局の通達』（財税字[1999]273号）第1条、『ソフトウェア産業および集積回路産業の発展を奨励することに関する税收政策問題についての財政部、国家税務総局、税関総署の通達』（財税[2000]25号）第1条第1項、『電子出版物がソフトウェア徴税範囲に属することを明確にすることに関する国家税務総局の通達』（国税函[2000]168号）、『増値税の若干政策に関する財政部、国家税務総局の通達』（財税[2005]165号）第11条第1項および第3項、『組み込みソフトウェア増値税政策問題に関する財政部、国家税務総局の通達』（財税[2006]174号）、

『組み込みソフトウェア増値税政策に関する財政部、国家税務総局の通達』（財税[2008]92号）、『アニメーション産業の発展を扶助することに関する税收政策問題についての財政部、国家税務総局の通達』（財税[2009]65号）第1条は、同時に廃止する。

財政部 国家税務総局

2011年10月13日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザリー部 山口江梨 】

---



**财政部 国家税务总局**  
**财税[2011]100 号**  
**关于软件产品增值税政策的通知**

各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局、地方税务局，新疆生产建设兵团财务局：

为落实《国务院关于印发进一步鼓励软件产业和集成电路产业发展若干政策的通知》（国发[2011]4 号）的有关精神，进一步促进软件产业发展，推动我国信息化建设，现将软件产品增值税政策通知如下：

**一、 软件产品增值税政策**

（一） 增值税一般纳税人销售其自行开发生产的软件产品，按 17%税率征收增值税后，对其增值税实际税负超过 3%的部分实行即征即退政策。

（二） 增值税一般纳税人将进口软件产品进行本地化改造后对外销售，其销售的软件产品可享受本条第一款规定的增值税即征即退政策。

本地化改造是指对进口软件产品进行重新设计、改进、转换等，单纯对进口软件产品进行汉字化处理不包括在内。

（三） 纳税人受托开发软件产品，著作权属于受托方的征收增值税，著作权属于委托方或属于双方共同拥有的不征收增值税；对经过国家版权局注册登记，纳税人在销售时一并转让著作权、所有权的，不征收增值税。

**二、 软件产品界定及分类**

本通知所称软件产品，是指信息处理程序及相关文档和数据。软件产品包括计算机软件产品、信息系统和嵌入式软件产品。嵌入式软件产品是指嵌入在计算机硬件、机器设备中并随其一并销售，构成计算机硬件、机器设备组成部分的软件产品。

**三、 满足下列条件的软件产品，经主管税务机关审核批准，可以享受本通知规定的增值税政策：**

1. 取得省级软件产业主管部门认可的软件检测机构出具的检测证明材料；
2. 取得软件产业主管部门颁发的《软件产品登记证书》或著作权行政管理部门颁发的《计算机软件著作权登记证书》。

**四、 软件产品增值税即征即退税额的计算**

（一） 软件产品增值税即征即退税额的计算方法：

即征即退税额=当期软件产品增值税应纳税额-当期软件产品销售额×3%

当期软件产品增值税应纳税额=当期软件产品销项税额-当期软件产品可抵扣进项税额

当期软件产品销项税额=当期软件产品销售额×17%

(二) 嵌入式软件产品增值税即征即退税额的计算:

1. 嵌入式软件产品增值税即征即退税额的计算方法

即征即退税额=当期嵌入式软件产品增值税应纳税额-当期嵌入式软件产品销售额×3%

当期嵌入式软件产品增值税应纳税额=当期嵌入式软件产品销项税额-当期嵌入式软件产品可抵扣进项税额

当期嵌入式软件产品销项税额=当期嵌入式软件产品销售额×17%

2. 当期嵌入式软件产品销售额的计算公式

当期嵌入式软件产品销售额=当期嵌入式软件产品与计算机硬件、机器设备销售额合计-当期计算机硬件、机器设备销售额

计算机硬件、机器设备销售额按照下列顺序确定:

- ① 按纳税人最近同期同类货物的平均销售价格计算确定;
- ② 按其他纳税人最近同期同类货物的平均销售价格计算确定;
- ③ 按计算机硬件、机器设备组成计税价格计算确定。

计算机硬件、机器设备组成计税价格= 计算机硬件、机器设备成本×(1+10%)。

五、 按照上述办法计算, 即征即退税额大于零时, 税务机关应按规定, 及时办理退税手续。

六、 增值税一般纳税人销售软件产品的同时销售其他货物或者应税劳务的, 对于无法划分的进项税额, 应按照实际成本或销售收入比例确定软件产品应分摊的进项税额; 对专用于软件产品开发生产设备及工具的进项税额, 不得进行分摊。纳税人应将选定的分摊方式报主管税务机关备案, 并自备案之日起一年内不得变更。

专用于软件产品开发生产的设备及工具, 包括但不限于用于软件设计的计算机设备、读写打印器具设备、工具软件、软件平台和测试设备。

七、 对增值税一般纳税人随同计算机硬件、机器设备一并销售嵌入式软件产品, 如果适用本通知规定按照组成计税价格计算确定计算机硬件、机器设备销售额的, 应当分别核算嵌入式软件产品与计算机硬件、机器设备部分的成本。凡未分别核算或者核算不清的, 不得享受本通知规定的增值税政策。

八、 各省、自治区、直辖市、计划单列市税务机关可根据本通知规定, 制定软件产品增值税即征即退的管理办法。主管税务机关可对享受本通知规定增值税政策的纳税人进行定期或不定期检查。纳税人凡弄虚作假骗取享受本通知规定增值税政策的, 税务机关除根据现行规定进行处罚外, 自发生上述违法违规行为年度起, 取消其享受本通知规定增值税政策的资格, 纳税人三年内不得再次申请。

九、 本通知自 2011 年 1 月 1 日起执行。《财政部国家税务总局关于贯彻落实〈中共中央国务院关于加强技术创新，发展高科技，实现产业化的决定〉有关税收问题的通知》（财税字〔1999〕273 号）第一条、《财政部国家税务总局海关总署关于鼓励软件产业和集成电路产业发展有关税收政策问题的通知》（财税〔2000〕25 号）第一条第一款、《国家税务总局关于明确电子出版物属于软件征税范围的通知》（国税函〔2000〕168 号）、《财政部 国家税务总局关于增值税若干政策的通知》（财税〔2005〕165 号）第十一条第一款和第三款、《财政部国家税务总局关于嵌入式软件增值税政策问题的通知》（财税〔2006〕174 号）、《财政部国家税务总局关于嵌入式软件增值税政策的通知》（财税〔2008〕92 号）、《财政部国家税务总局关于扶持动漫产业发展有关税收政策问题的通知》（财税〔2009〕65 号）第一条同时废止。

财政部 国家税务总局

二〇一一年十月十三日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性やいは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。